

報告第 5 号

繰越明許費について

平成20年度後期高齢者医療事業特別会計予算中、後期高齢者医療システム改修事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成21年 5 月20日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

平成 20 年 度 鎌 倉 市 繰 越 明 許 費 繰 越 計 算 書

(後期高齢者医療事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
5 総務費	5 総務管理費	後期高齢者医療システム改修事業	9,200,000	9,181,200	0	9,181,200	0	0	0
計			9,200,000	9,181,200	0	9,181,200	0	0	0